



ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭、親のいないお子さんのいる
家庭等に対する支援です。

ひとり親家庭医療福祉費 支給制度(マル福)

問 国保年金課医療係 ☎029-273-0111

健康保険に加入しているひとり親家庭の親と子
に対して保険診療分の医療費の一部を助成します
(所得額により非該当になる場合があります)。

※受給には申請が必要です。

対象者

(ア)18歳未満の児童を監護しているひとり
親、およびその児童

※一定の障害がある方と高校等在学者は20歳未満

(イ)父母のない児童

(ウ)父母のない児童を現に養育している配偶者
のいない方、または婚姻したことのない方

(エ)配偶者が精神または身体の障害により長
期にわたって労働能力を失っている方お
よびその児童

受給期間

ひとり親マル福の受給要件を満たした日から
児童が18歳になる学年末まで(一定の障害が
ある方と高校等在学者は20歳まで)

※毎年6月下旬に更新があります。

助成内容

外来・入院医療費(保険診療分)の自己負担金
を除く一部負担金の助成
調剤薬局は自己負担なし

※自己負担金とは

外来診療:1医療機関ごとに1日600円
(月2回まで) ※3回目から無料

入院診療:1医療機関ごとに1日300円
(月3,000円まで)

☑ 持参するもの

- 健康保険証
- 申請者の印
- 児童扶養手当の証書または認定通知書
など、ひとり親家庭の事実が確認できる
もの
- マイナンバーがわかるもの
- 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 預金通帳等振込み口座がわかるもの

申請窓口

国保年金課医療係・那珂湊支所保険福祉担当

児童扶養手当

問 子ども政策課 ☎029-273-0111

父母の離婚、未婚、拘禁などの理由により、父または母と生計をともしない児童を養育しているご家庭に対し、手当を支給します。受給には児童の父または母、あるいは代わりに児童を養育している方の申請が必要です(所得制限があります)。

▶ JR通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が3割引になります(学割等の割引とは併用できません)。

※定期乗車券購入前に申請が必要です。

遺児手当

問 子ども政策課 ☎029-273-0111

両親または父親、母親の一方が死亡した満5歳から義務教育終了前のお子さんを養育している方に手当を支給します。

※受給には申請が必要です。

交通遺児支度資金

問 子ども政策課 ☎029-273-0111

交通事故により両親または父親、母親の一方が死亡したお子さんが、中学や高校に進学するとき、または中学や高校卒業後に就職するときを支給されます。

※受給には申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金等支給事業

問 子ども政策課 ☎029-273-0111

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関で半年以上就業する場合に高等職業訓練促進給付金等を支給します。

※受給には申請が必要です。また、申請前に事前相談が必要です。

対象資格

- 看護師(准看護師) ●介護福祉士
- 保育士 ●理学療法士 ●作業療法士
- 歯科衛生士 ●美容師 ●社会福祉士
- 調理師 ●製菓衛生師
- その他の資格についてはご相談ください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付費支給事業

問 子ども政策課 ☎029-273-0111

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の母、父または子(20歳未満)が、より良い条件での就業や転職へ繋げるため、高卒認定試験の合格を目指して学び直す場合に「受講開始時給付金」および「受講修了時給付金」を支給します。合格した際は「合格時給付金」を支給します。

※受講を始める前に事前相談が必要です。

対象

市内在住のひとり親家庭の親または子で、次の①～③の全てに該当する方。

①児童扶養手当を受けているか同様の所得水準にある方

②高等学校を卒業していない方および大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験に合格していない等その他大学入学資格を取得していない方

③過去の就業経験から高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方

※子の場合は①の要件を除きます。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

問 茨城県福祉相談センター地域福祉課

☎029-226-1513

子ども政策課 ☎029-273-0111

ひとり親家庭の生活支援のため、お子さんの就学や、ひとり親の技能習得等に必要な費用の貸付を低利または無利子で行います。資金の貸付にあたっては、資金の必要性や返済についての審査があります。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

問 茨城県福祉相談センター地域福祉課

☎029-226-1513

子ども政策課 ☎029-273-0111

児童扶養手当受給者の就労を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、受給者の方と一緒に、自立目標や就労のための情報提供やアドバイス等を行います。また、必要に応じて、ハローワークと連携し、さらなる就労支援も行います。

自立支援教育訓練給付金事業

問 茨城県福祉相談センター地域福祉課

☎029-226-1513

ひとり親家庭の母または父の就職やキャリアアップのための制度です。指定された教育訓練講座を受講すると、受講終了後、受講費用の60%(上限あり)が支給されます。

※講座への申込み前に申請が必要です。